○桜川市後援等に関する規程

平成１８年１０月１６日

告示第５０号

（目的）

第１条　この告示は、桜川市が後援又は協賛（以下「後援等」という。）する事業に係る承認事務の適正な取扱いを図るため、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第２条　本市に対し後援等を申請できる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

（１）　学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業

（２）　営利を主たる目的としない事業

（３）　政治的活動又は宗教的活動を目的としない事業

（４）　多数の市民を対象としている事業

（５）　その他公共性について積極的であると認められる事業

（対象団体）

第３条　本市が後援等を行うことができる事業の団体等については、次の各号に掲げるものとする。

（１）　国、地方公共団体及び公共的団体

（２）　公益法人その他これに準ずる団体（政治的活動及び宗教的活動を行う団体を除く。）

（３）　市民の生活、健康の向上、地域の経済並びに教育、文化及びスポーツの振興に関する団体で、身元（設置目的及び組織の構成員等）が明確であり、かつ、事業遂行能力が十分であると判断できる団体

（４）　前各号に掲げるもののほか、特に市長が適当と認める団体

（申請）

第４条　後援等の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ後援等申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　申請者の身元又は組織の概要を明らかにする書類

（２）　事業の内容を明らかにする書類

（３）　前２号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

（後援等の決定等）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときには後援等決定通知書（様式第２号）により、不適当と認めたときには後援等申請却下通知書（様式第３号）により申請者に通知しなければならない。

（後援等の取消）

第６条　市長は、後援等について虚偽の申請や内容等に著しい変更があったときには、後援等を取り消すことができる。

（事業報告）

第７条　後援等事業実施者は、事業が終了したときは、速やかに後援等事業実施報告書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

（所管課所等）

第８条　この告示に定める事務は、当該事業若しくは申請者を所管する課所又はそれらに関連のある課所がある場合には当該課所において処理し、それ以外の場合には総務課において処理するものとする。

２　前項の場合において、総務部以外の課所の長は、事務処理にあたっては、その都度総務部長に合議するものとする。

（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか後援等の事務処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年　　月　　日

　桜川市長　　　　様

申請者　住所

団体名

代表者名　　　　　　　　　　印

後援等申請書

　次の事業について、桜川市の後援・協賛を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 　 |
| 開催日時(期間) | 　　　　　年　　月　　日(　　)　　時　　分　から　　　　　年　　月　　日(　　)　　時　　分　まで |
| 場所 | 　 |
| 事業概要 | 目的 | 　 |
| 内容 | 　 |
| 対象者及び予定者数 | 　 |
| 参加費・入場料物販等の有無 | (1)　なし　(2)　あり(収支予算書を添付) |
| 益金の使途 | 　 |
| 他の共催・後援団体名 | 　 |
| 添付書類 | 　 |

様式第4号(第7条関係)

年　　月　　日

　桜川市長　　　　様

事業実施者　　　　　　　　　　印

後援等事業実施報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　号により後援・協賛の決定を受けた事業について、次のとおり実施したので報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 　 |
| 開催日時(期間) | 　 |
| 開催場所 | 　 |
| 主催者又は主催団体 | 　 |
| 入場者(参加者)数等 | 人　　　　　 |
| 有料の場合は、その内訳 |
| 事業の成果 | 　 |